

走湯小いじめ防止基本方針 (R3.6改訂)

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。しかしながら、未だにいじめを背景として、児童生徒の心身に重大な危険が生じる事案が発生している。

また、子どもに接するメディアやインターネットを含め、いじめの背景にあるストレス等、その態様も複雑化している。

いじめは、理由のいかんを問わず決して許されるものではなく、学校教育のみならず教育に関わるすべての者があらゆる手立てを講じて未然に防止すべきものであり、社会総がかりで対峙するための基本的な理念や体制を整備することが必要である。

平成25年9月に施行された「いじめ防止対策推進法」を受けて、同年10月に国が「いじめ防止等ための基本方針」(平成29年3月14日最終改訂)を策定した。12月には熊本県が「熊本県いじめ防止基本方針」(令和2年11月24日最終改訂)を、平成26年2月には宇土市が「宇土市いじめ防止基本方針」(令和3年4月改訂)をそれぞれ策定した。さらに、平成29年3月14日「国の基本方針」が改訂され、同月「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」が新たに策定された。

この走湯小いじめ防止基本方針は、学校が家庭、地域住民、その他関係機関が連携して、いじめの防止等(いじめの未然防止、いじめの早期発見、いじめへの対処、職員の研修の在り方およびいじめ防止対策の年間計画をいう。以下同じ。)のための総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、すべての児童生徒に関係する問題である。

いじめの防止等の対策は、教師自ら児童生徒一人一人の大切さを強く自覚し、一人の人間として接するという態度で指導する教職員の姿勢そのものが児童生徒との信頼関係を築き上げ、すべての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめを防止することを旨として行われなければならない。

また、すべての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら見過ごし放置することがないようにしなければならない。そのため、いじめの防止等の対策は、いじめが、将来にわたりいじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて児童生徒や教職員、保護者、地域住民等が十分に理解できるようにすることを旨としなければならないし、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要である。また、いじめを解決していく過程で、そこに关わる児童生徒や大人の人間的な成長を重視しながら行われなければならない。

これに加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することの重要性を認識しつつ、国、県、市町村、学校、地域住民、家庭その他の関係機関の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

2 組織の設置等

(1) 学校いじめ防止等対策委員会

学校は、当該学校におけるいじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員・心理や福祉等の専門的知識を有する者その他の関係者により構成される「学校いじめ防止等対策委員会」を置く(法第22条)。

(2) 学校いじめ調査委員会

学校の設置者又はその設置する学校は、その下に組織を設け、重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う(法第28条)。

(3) 宇土市いじめ防止等対策委員会

市教育委員会は、学校におけるいじめの防止等の対策を実効的に行うなどのため、「宇土

市いじめ防止等対策委員会」を設置する（法第14条第3項）。

併せて、学校における重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う（法第28条）。

(4) 宇土市いじめ再調査等委員会

市長は、「宇土市いじめ再調査等委員会」を設け、必要があると認める場合は、(2)または(3)の組織が行った調査結果の調査を行う（法第30条）。

3 いじめの定義

(定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめは、社会性を身につける途上にある児童生徒が集団で活動する場合、ときには発生するものである。個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うのではなく、いじめられた児童生徒の立場に立って見極めることが必要である。

いじめには多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。いじめられていても、自分の弱い部分を見せたくないなどの思いから本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、いじめはどの子どもにも起こりうるものであり、それを相談することは決して恥ずかしいことではないことを理解させるとともに、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

ただし、このことは、いじめられた児童生徒の主観を確認する際に、行為が起こったときのいじめられた児童生徒本人や周辺の状況等を、客観的に確認することを排除するものではない。

なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の複数の教職員、心理、福祉等の専門的知識を有する者（SC・SSW等）等により構成される学校いじめ防止等対策委員会を活用して行う。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級又は部活動の児童生徒や、塾・スポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）等、当該児童生徒間の何らかの人的関係を指す。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

なお、インターネット上で悪口を書かれた児童生徒本人がそのことを知らずにいるような場合等、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていない事案についても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

一方で、いじめられた児童生徒の立場に立って、「いじめ」に当たると判断した場合にも、そのすべてが厳しい指導を要するものとは限らない。具体的には、好意から行った行為が、意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような事案については、学校は、行為を行った児童生徒に悪意はなかったことを十分加味したうえで対応する必要がある。

例えば、具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる

- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンやスマートフォン・携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

こうした「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような深刻なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向を配慮した上、早期に警察に相談・通報し、警察と連携した対応を取ることが必要である。

4 学校いじめ防止等対策委員会の設置

(1) **目的** 学校はいじめに対して組織的に対応するため、「学校いじめ防止等対策委員会」を設置する。

(2) **組織** 学校いじめ防止等対策委員会の構成員は次の通りとする。

校長、教頭、教務主任、生徒指導担当者、養護教諭、学校運営協議会委員、市教育委員会指導主事、市子育て支援課職員 SC SSW 等

なお、下部組織として「校内いじめ防止委員会」を置くものとする。「校内いじめ防止委員会」は「生徒指導委員会」と兼ねる。

(3) **外部との連携** 学校いじめ防止等対策委員会は、必要に応じて次の関係機関と連携する。

市子育て支援課、市福祉課、警察、青少年センター、民生児童委員・主任児童委員、その他

(4) 活動

① 日常的活動

- ・いじめ発見アンケートの実施、集計、現状把握
- ・いじめ防止のための職員研修の立案、実施
- ・いじめ防止等のための校内組織の設置や活動内容を保護者等に周知
- ・現状の意見交換、実態把握
- ・いじめの相談、通報の窓口
- ・P D C Aサイクルの視点から検証

② いじめ事案発生の場合

- ・事案に対する事実関係の情報収集と共通理解
- ・事案の分析及び課題把握
- ・事案解決のための対応策の検討
- ・対応方針の決定と解決への見通しの指示
- ・教職員一人一人の役割の明確化
- ・家庭や関係機関対応の方策検討や報告・連絡・相談
- ・学校で対応できる事案であるか否かの意見交換と判断
- ・校長を中心に全員で協同実践

5 いじめの未然防止

児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが、いじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実

を図ることを前提に、いじめを起こさない学校づくりを進める。

(1) いじめの未然防止

いじめはどの子どもにも起こりうることから、すべての児童生徒を対象として、いじめを許さないための未然防止に取り組む。

また、未然防止の基本として、児童生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力を身に付け、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業実践を進め、互いの人権を尊重し支え合う集団づくりを行う。そのためにも教職員は児童生徒と信頼関係を築くことに努め、教職員自身の人権感覚やコミュニケーション能力等の資質やスキルを高めていく必要がある。

また、集団の一員として自覚し、自信を持って行動できることでストレスを乗り越え、児童生徒相互のよさや可能性を認め合い、一人一人の人権尊重する人間関係を実現する学校風土をつくるのが重要である。こうした点から、ストレスに適切に対処できる教育の実践が望まれる。さらに、教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

特に、児童生徒には様々な背景（障がいのある児童生徒、性的指向・性自認に係る児童生徒、海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童生徒等）がある児童生徒もいることから、学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の背景等を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携を図りながら、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行うことで、いじめの防止等に対応する。

また、児童生徒に「いじめは社会のルール違反であり、犯罪にもなりうる」ことを認識させ、法で禁止されていることを行えば、処罰されたり責任が問われたりすることを、児童生徒の発達段階に応じて指導することが必要である。

さらに、学校全体に「いじめをすることは格好悪いこと。人として恥ずかしいことだ。」と考える文化が醸成され、それが児童生徒個々の行動に反映されるよう取組を進めることも不可欠である。

(2) 学校教育活動における取組のポイント

① 授業

- ・教材研究の充実、TTとの連携
- ・研究授業や公開授業、指導員訪問授業による授業力向上
- ・教師のコミュニケーション力アップ（伝える力と受け止める力）
 - （伝える力 子どものわかりやすい説明や指示、子どもとの関係をよくしようとする配慮
 - （受け止める力 受容的な態度や表情、子どものつぶやきを拾ってあげられる感度のよさ
- ・チャイムが鳴ったら席に着く、正しい姿勢、話の聞き方などの学習訓練を活用した規律ある集団づくり

② 特別活動－学校行事

	未然防止のポイント	早期発見のポイント
運動会	・共に支え合う仲間づくりの視点で取り組ませる。 ・達成感や成就感を持たせ、学級全員でその思いを共有させる。	・練習時間の開始前後や休み時間のようす ・前日の準備の時間、当日の応援・待機中のようす ・競技終了時のようす
社会見学	・1つのことに取り組もうとする仲間づくりの視点で取り組ませる。	・活動のようす
集団宿泊教室	・学級のまとまりができていく実感を持たせる。	・活動班・生活班等の編制時のようす ・活動のようす

修学旅行	・共に支え合う仲間づくりの視点で取り組ませる。	・活動班・生活班等の編制時のようす ・活動のようす
卒業式	・支え合ったきた級友への感謝の気持ちを持って式にのぞむようにさせる。	・練習時間の開始前後のようす ・式中（練習を含む）のようす

③ 特別活動—学級活動

○望ましい人間関係を形成し集団の一員として学級や学校におけるよりよい生活づくりに参画する態度を育成する。

- 1年・・・「1年生になって」「学校の決まり」
- 2年・・・「2年生になって」「係活動がんばろう」
- 3年・・・「3年生になって」「お楽しみ会の計画を立てよう」
- 4年・・・「4年生になって」「お楽しみ会をしよう」
- 5年・・・「5年生になって」「集団宿泊教室を意義あるものに」
- 6年・・・「6年生になって」「修学旅行の計画を立てよう」

○諸問題を解決しようとする自主的、実践的な態度や健全な生活態度を育てる。

- 1年・・・「いやだったこと」「ともだちいっぱい」
- 2年・・・「ぼくのランドセル」「力を合わせて」
- 3年・・・「みんなで考えたこと」「とびばこ」
- 4年・・・「知らんぷり」「困っていることを話そう」
- 5年・・・「なごごて腹んたつ」「学級で話し合ったこと」
- 6年・・・「友達って」「学級の問題を解決しよう」

④ 道徳教育

- ・生命の尊さ、周りの人への思いやりや感謝といった道徳教育の重点目標を基盤にした教育活動を進める。
- ・道徳の時間において、一人一人の思いを交流する活動を展開する。
- ・副読本「熊本の心」、「宇土の心」等を活用し、先人の生き方に学び、健全な青少年を育成するための風土づくりを進める。
- ・他の教育活動との関連を図り、一層の効果をねらう。

⑤ 人権教育

- ・すべての教育活動で人権教育の視点に立った教育を推進する。
- ・言語環境を整え、お互いの人権を認め合う態度を育てる。
- ・いじめや差別を見抜き、許さない「人権を尊重する集団づくり」に取り組む。
- ・すべての児童の自己実現のため、学力保障、進路保障に努める。

⑥ 総合的な学習の時間

- ・仲間と協力して学習を進められる体験活動を展開する。
- ・異なる考えや他者の意見を受け入れ、尊重するような場面をもつ活動を取り入れる。
- ・体験からさらに思考を深めたり、自己を振り返る学習活動を仕組む。

(3) 保護者・地域との連携

- ・社会体育指導者と情報共有など連携を図る。
- ・学校のいじめ対策の取組について、学級懇談会や学校だより、学級通信等を用いて発信する。
- ・学校ホームページ等に、走湯小いじめ防止基本方針を掲載し、周知を図る。
- ・保護者が、子どもの規範意識を養うなど、法に規定された保護者の責務等を果たし、子どもと適切に関わることができるよう、「くまもと家庭教育支援条例」の周知や「くまもと『親の学び』プログラム」の実施等を通じた啓発活動や相談窓口の設置等、家庭教育の支援を行う。

- ・熊本県少年保護育成条例に基づき、携帯電話等へのフィルタリング普及を促進し、インターネット上でいじめをしないさせない環境づくりに努める。また、SNS（ソーシャル・ネットワークワーキング・サービス）等のサービス利用でいじめや犯罪に巻き込まれないよう、情報安全の観点から、情報モラル教育を充実させ、家庭との連携を図る。

5 早期発見のための方策

(1) いじめの早期発見

いじめは大人の目が届きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、気づきにくく判断しにくい形で行われることが多い。こうしたことから、わずかな兆候であっても、いじめではないかと疑う視点を持って、早い段階から的確に関わり、児童生徒がいじめを隠したり軽視したりしないように、組織的に対応しいじめの早期かつ適確な発見と認知に努めることが求められる。

このため、全ての教職員は、自らの「いじめに気付く感受性」を磨くとともに、日頃から児童生徒の見守りに注力するとともに、信頼関係の構築等に努め、それらを児童生徒の示す変化や危険信号を見逃さないために活用する。児童生徒の表面的な表情や「大丈夫です。」などといった言動だけで判断することなく、保護者に気になる点を伝えたりするなど、一歩踏み込んだ対応を行う。また、いじめへの組織的対応には教職員間の良好な人間関係が欠かせないことから、管理職や主任等の対人スキルの向上を図ることも必要である。

(2) 教職員による観察や情報交換

① 授業中の観察ポイント

- ・教師が黒板を向いたときなどに気になる雰囲気になっていないか
- ・教科書への落書きはないか
- ・グループづくりで避けられていないか

② 休み時間の観察ポイント

- ・悩んだり怯えているような表情はないか
- ・教室移動時に、一人仲間から離れるなど気になる点はないか

③ 給食中の観察ポイント

- ・極端に多かたり少なかたりつがれていないか
- ・机と机の間に不自然な隙間はないか等

④ その他

- ・児童と積極的に触れ合うことにより、児童のようすを注意深く観察する。
- ・気になることは、すぐにいじめ対策委員会に報告するよう習慣づける。

(3) 定期的なアンケート調査や教育相談の実施

- ・学期毎に「生活アンケート」を実施する。（2学期の「生活アンケート」は、「心のアンケート」に代える場合もある。）
- ・アンケートをもとに、教育相談を実施する。（担任外が相談児童以外の自習監督に入るような体制をつくる）

(4) 校内点検の実施

- ・7学年部を中心に、毎日、くつ箱や掲示物の点検
- ・担任を中心に、教室の点検（掲示物や机の落書き、不自然な机や椅子の乱れ等）

(5) 相談体制の整備

- ・担任、養護教諭、他全職員への相談体制の充実。必要に応じたSCやSSWの活用

- ・いじめ相談窓口の設置

(6) いじめ発見チェックリストの活用

- ・学校用（学級担任用，教職員用）・・・毎月第1木曜日に点検する。
- ・家庭用 学期に1回，配付し，いじめ根絶の重要性と学校の姿勢を啓発する。
- ・いじめの早期発見のためのセルフチェック

- 1 朝いつも誰かの机が曲がっていませんか。
- 2 掲示物が破れていたり，落書きがあつたりしていませんか。
- 3 班にすると，机と机の間にすきまがありませんか。
- 4 授業中，教職員に見えないように消しゴム投げなどをしていませんか。
- 5 教職員がいないと，掃除がきちんとできていないことはありませんか。
- 6 自由にグループ分けをさせると，特定の子どもが残ることはありませんか。
- 7 些細なことで冷やかしをするグループはありませんか。
- 8 学級やグループの中で，絶えず周りの顔色をうかがう子はいませんか。
- 9 自分たちのグループだけにまとまり，他を寄せつけない雰囲気はありませんか。
- 10 特定の子どもに気を遣っている雰囲気はありませんか。

(7) 「いじめ」と「けんか・ふざけ」を見抜くポイント ～偽装や口封じを見破るために～

- ・当事者間が対等な関係にあるか
- ・一定のルールがあり，役割交代が見られるか
- ・行為に楽しさや心の交流が感じられるか
- ・行為の被害者のようすに変化はないか
- ・周囲の児童に，よそよそしさやしらけた雰囲気を感じられないか

6 いじめ発生時の具体的対応

いじめを認知し，又はいじめの通報を受けた場合には，速やかに組織で対応する。その際，いじめられた児童を守り通すとともに，いじめた児童に対しては，その児童が抱える課題や悩みを理解しながら，その児童の人格の成長のためにも毅然とした態度で指導する。

これらの対応について，学校いじめ防止等対策委員会を機能させ，家庭や教育委員会への連絡・相談等を行うと共に，教職員全員の共通理解，専門的な知識を有する者（SC・SSW等）や関係機関との連携の下で取り組む。

また，日頃から重大事態に備えて，県教育委員会が作成したマニュアル等を参考に，その手続や留意点（調査票等の様式を含む）を自校化したマニュアルを整備しておくとともに，役割分担等を明確にした組織体制を整備し，それを教職員間で共有しておく。

さらに，いじめの防止等のための校内組織については，開催が形式的なものにならないよう，いじめの認知，解消のため有効に機能していることを適宜点検していく必要がある。

(1) いじめの発見や相談を受けたときの対応

- ・いじめと疑われる行為を発見したら，その場でその行為を止める。
- ・児童や保護者からいじめの相談や訴えがあった場合は，真摯に傾聴する。
- ・いじめられた，あるいはいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。
- ・いじめ対策委員会へ報告し，組織的な対応を図る。

(2) 組織的な対応

発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず，「いじめ防止等対策委員会」へ報告し，その情報を共有する。その後は，当該組織が中心となり，速やかにその指導・支援体制を組み，対

応の組織化を図る。

(3) いじめられた児童に対して

- ・ 正確な情報収集と情報の整理・分析を行う。
- ・ 安心して相談できる場の設定をする。
- ・ 本人の訴えをアサーティブに受け止める。
- ・ いじめ解決の決意を伝達する。
- ・ 子どもを徹底的に守る姿勢を示す。
- ・ SC等と連携し心のケアを行う。
- ・ 家庭や外部機関等と連携する。

(4) いじめられた子どもの保護者に対して

- ・ 家庭訪問により誠意ある対応をする。
- ・ 正確な状況を伝達し、家庭の協力を得る。
- ・ 保護者の思いを聞き取り、指導の方向性と解決への見通しを伝達する。
- ・ 指導に関する経過報告を実施する。

(5) いじめた側の子どもに対して

- ・ 正確な情報収集と情報の整理・分析を行う。
- ・ 子どもが落ち着いて自分の言動を顧みることのできる場を確保する。
- ・ 自らの言動が相手を傷つけていることに気づかせ、反省を促す。
- ・ 相手の人格や人権を尊重することの大切さに気づかせ、行動化を図る。
- ・ 自分の長所を再認識させ、それを生かす生活のあり方を確認する。

(6) いじめた側の保護者に対して

- ・ 電話ではなく、家庭訪問や学校で面談するなどして直接事実を伝達する。
- ・ 複数対応を原則とする。
- ・ 事実を伝える際は、冷静かつ正確におこなう。
- ・ 保護者へ「いじめに対する正しい認識」を促す。
- ・ いじめた側に複数の児童がいる場合は、それぞれの保護者との間で「いじめの事実があり、自分の子どもがそれを行った」という共通の理解を図る。
※いじめた側の保護者の理解が得られず、いじめられた保護者との間で解決が図れないばかりでなく、いじめた側どうしの保護者間で別のトラブルになった事例もある。
- ・ いじめられた子どもとその保護者に対して、誠意ある態度や行動を示すよう助言する。

(7) 重大事態への対処

① 重大事態の意味

法第28条第1項において、重大事態とは、次のア、イに規定する疑いが認められる場合を言う。

ア いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

- 児童生徒が自死を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合 など

イ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

「相当の期間」については、文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に

関する調査」における不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席している場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

また、児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。児童生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握をしていない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言しないよう留意する。

②学校の設置者（＝教育委員会）又は学校による調査

ア 重大事態の発生と調査

（ア）重大事態の報告

学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告し、教育長はこれを市長に報告する。

（イ）重大事態の調査主体と調査組織

重大事態の調査は、学校の設置者が主体となっていく場合と学校が主体となっていく場合が考えられ、国の基本方針において、「学校の設置者は、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて判断する」と示されていることから、本市においては、対象事案に応じて次の区分に基づき、教育委員会が判断する。

なお、学校が主体となっていく調査を行った場合でも、その後、教育委員会が必要と認めるときは、教育委員会の附属機関によって調査を行う。

【学校が主体となっていく調査を行う場合】

〔対象事案〕

- いじめにより、当該学校に在籍する児童生徒の心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める場合
- いじめにより、当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

〔調査組織〕

学校に設置の「学校いじめ防止等対策委員会」を母体として、学校運営協議会委員、PTA役員、学校医などの学校以外の委員を加えるなど、公平性・中立性の確保に努めた構成により、学校長が調査組織である「学校いじめ調査委員会」を設置する。

【教育委員会が主体となっていく調査を行う場合】

〔対象事案〕

- 学校が主体となっていく調査を行う場合以外の事案

ただし、従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと判断される場合には、教育委員会が主体となっていく調査を行うものとする。

〔調査組織〕

専門的な知識及び経験を有する第三者による構成によって、条例によりあらかじめ設置される教育委員会の附属機関を調査組織とする。

（ウ）実施する調査の内容

重大事態の調査は、法第28条第1項において、「質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする」とされており、「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となつたいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や

児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどについて、その事実関係を可能な限り網羅的に明確にすることを指している。

このことを念頭に置きながら、調査組織において、当該重大事態の状況に応じた調査方法等を決定の上、適切に調査を進める。

教育委員会及び学校は、調査組織に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組まなければならない。

また、調査や再発防止に当たっては、国の基本方針に示されているように、特に次の事項に留意しながら、国の基本方針に添付された「学校における『いじめ防止』『早期発見』『いじめに対する措置』のポイント」などを参考にしつつ、事案の状況を踏まえて、適切に取り組むものとする。

【いじめられた児童生徒からの聴取りが可能な場合】

いじめられた児童生徒からの聴取りが可能な場合、当該児童生徒から十分に聴き取るとともに、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行うことなどが考えられる。この際、いじめられた児童生徒や情報を提供した児童生徒を守ることを最優先する（例えば、質問票の使用に当たり個別の事案が明らかになり、被害児童生徒の学校復帰が阻害されることのないよう配慮する等）。

調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童生徒への指導を行い、その行為を停止させる。

いじめられた児童生徒に対しては、その事情や心情を聴取し、当該児童生徒の状況にあわせた継続的なケアを行い、学校生活復帰の支援や学習支援等を行うことが必要である。

これらの調査を行うに当たっては、事案の重大性を踏まえて学校の設置者が積極的に指導・支援し、関係機関と適切な連携を図った上で、対応することが求められる。

【いじめられた児童生徒からの聴取りが不可能な場合】

児童生徒の入院や死亡など、いじめられた児童生徒からの聴取りが不可能な場合は、当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について協議の上、調査に着手する必要がある。調査方法としては、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴取調査などがある。

（自殺の背景調査における留意事項）

児童生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施することが必要である。

この調査においては、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を構ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行うことが必要である。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査は、法第28条第1項に定める調査に相当することとなり、その方法等については、以下の事項に留意の上、「児童生徒の自殺が起きたときの調査の指針（改訂版）」（平成26年1月文部科学省設置「児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議」）を参考とするものとする。

- ・背景調査に当たり、遺族が、当該児童生徒を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。
- ・在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- ・死亡した児童生徒が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、学校の設置者又は学校は、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。
- ・詳しい調査を行うに当たり、学校の設置者又は学校は、遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取り扱い、

遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り、遺族と合意しておくことが必要である。

- ・調査を行う組織については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者ではない者（第三者）で当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。
- ・背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り、偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行うよう努める。
- ・客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり、それらの事実の影響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求めることが必要であることに留意する。
- ・学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、情報の提供について必要な指導及び支援を行うこととされており、学校の設置者の適切な対応が求められる。
- ・情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮の上、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう留意する。なお、亡くなった児童生徒の尊厳の保持や、児童生徒の自殺は連鎖（後追い）の可能性があることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意が必要であり、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考にする必要がある。

【その他の留意事項】

法第23条第2項において、学校は、児童生徒がいじめを受けていると思われるときは、いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講じるとされており、その措置を行った結果、重大事態であると判明した場合も想定されるが、その場合には、重大事態の全貌の事実関係を明確にするため、法第28条第1項による「重大事態に係る事実関係を明確にするための調査」として、法第23条第2項で行った調査資料の再分析や、必要に応じて新たな調査を行うこととする。ただし、法第23条第2項による措置により、事実関係の全貌が十分に明確にされたと判断できる場合はこの限りではない。

また、事案の重大性を踏まえ、教育委員会においては、学校と連携の上、義務教育段階の児童生徒に関して、出席停止措置の活用や、いじめられた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、就学校の指定の変更や区域外就学等の弾力的な対応を検討するなど、必要な対応を行う。

また、重大事態が発生した場合に、関係のあった児童生徒が傷つき、学校全体の児童生徒や保護者、地域にも不安や動揺が広がり、ときとして事実に基づかない風評等が流されることもある。そうした状況では、教育委員会及び学校は、一児童生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する必要がある。

イ 調査結果の提供及び報告

(ア) いじめを受けた児童生徒及びその保護者への適切な情報の提供

教育委員会又は学校は、調査組織の調査結果を受けて、調査により明らかになった事実関係や再発防止策について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、適時・適切な方法で説明を行う。

なお、これらの情報の提供にあたっては、教育委員会又は学校は、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮する。

ただし、いたずらに個人情報保護を理由に必要な説明を怠るようなことがあってはならない。

(イ) 調査結果の報告

調査組織の調査結果については、教育委員会から（学校が調査主体となったものは、学校から教育委員会に報告し、教育委員会を通じて）、市長に報告する。

なお、イの説明結果を踏まえて、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提出を受け、調査結果の報告に添えて、市長に提出するものとする。

③調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

ア 再調査

市長は、法第30条第2項に基づき、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、条例により、専門的な知識及び経験を有する第三者による構成により、あらかじめ設置される市長の附属機関「宇土市いじめ再調査等委員会」により調査を行う。

また、市長は当該附属機関による調査結果を受けて、調査により明らかになった事実関係や再発防止策について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、適時・適切に説明を行う。

なお、これらの情報の提供に当たっては、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供するものとする。

イ 再調査の結果を踏まえた措置等

市長は、再調査を行ったときは、法第30条第3項に基づき、個々の事案の内容に応じ、個人のプライバシーに必要な配慮を行いながら、その結果を市議会に報告する。

さらに、市長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

7 いじめに関する校内研修

(1) カウンセリングマインドの習得

① カウンセリングマインドとは

カウンセリングで大切にしている基本的な考え方や態度のこと。

具体的には、「児童を尊重する」、「児童理解を究める」、「人間関係を重視する」、「児童を主体にする」、「気持ちを受容しても行為を認めない」のポイントがある。

② カウンセリングマインドをもった教師像

- ・教えるよりも育てることに関心を持つ教師
- ・子どもの感情を大切にせる教師
- ・行動の背後にある条件やプロセスを理解しようとする教師
- ・子どもから学ぶ柔軟さと謙虚さをもつ教師
- ・一人一人の独自性を大切にせる教師
- ・教えること、守らせることをはっきり示せる教師
- ・子どもとの交流を大切にし、親しい関係を豊かに育む教師

③ カウンセリングマインドをもった教育活動の視点

- ・子どもがのびのび発言できる雰囲気づくりや言葉かけをおこなっているか。
- ・学校で共通理解している授業のルールを徹底し、授業を乱す者に毅然として注意しているか。
- ・不完全な解答であっても、その中にある子どものよさを認めるようにしているか。
- ・答えにつまずいた子どもの気持ちに寄り添うような援助を行っているか。
- ・授業において、子どもをほめたり励ましたりすることを大切にしているか。

- ・教室の後まではっきり聞き取れる声で授業をしているか。
- ・子どもが、自分で考え答を見つけ出せる喜びを実感できる授業を展開しているか。
- ・特別活動等を通して、子どもとの関わりを大切にしているか。

④ カウンセリングマインドを習得する研修

- ・スクールカウンセラーの協力を受け、すべての職員が参加する研修機会を設ける。
- ・研修内容は、教育相談や日常の授業に役立てられる実践的なものとする。

(2) 事例研究

① 目的 児童の指導に関する教職員の力量を高め、問題行動の解決に向けた組織的取組を推進する。

② 内容

- ・問題行動の要因や背景を明確にし、子ども理解を深める。
- ・子どもに対する効果的な指導や援助法を研究する。
- ・教職員の共通理解を深め、相互連携を強める。

③ 手順 **ア** 事例から指導上の課題や問題点を明らかにする。

イ 問題解決のための指導仮説を立てる。

ウ 指導方法を検討する。

(変化の目標の明確化、行動の変容を援助、実現可能な目標の立案)

※事例研究をするときの事例は、インターネットから多種入手できる。

8 年間計画

月	取 組 計 画
4月	学校基本方針の周知と確認 P T A役員会や総会での説明
5月	第1回いじめ対策委員会 生活アンケート いじめ発見チェックリストの配付
6月	校内いじめ防止委員会 心のきずなを深める月間 教育相談
7月	1学期の評価
8月	校内研修 校内いじめ防止委員会（2学期へ向けての改善）
9月	児童理解
10月	生活アンケート 教育相談
11月	児童理解 人権学習 いじめ発見チェックリストの配付
12月	心のアンケート 教育相談 人権集会 2学期の評価
1月	校内いじめ防止委員会（3学期へ向けての改善）
2月	第2回いじめ対策委員会 生活アンケート 教育相談
3月	いじめ発見チェックリストの配付 取組の評価

※生活アンケートは、いじめアンケートの内容を含む。

